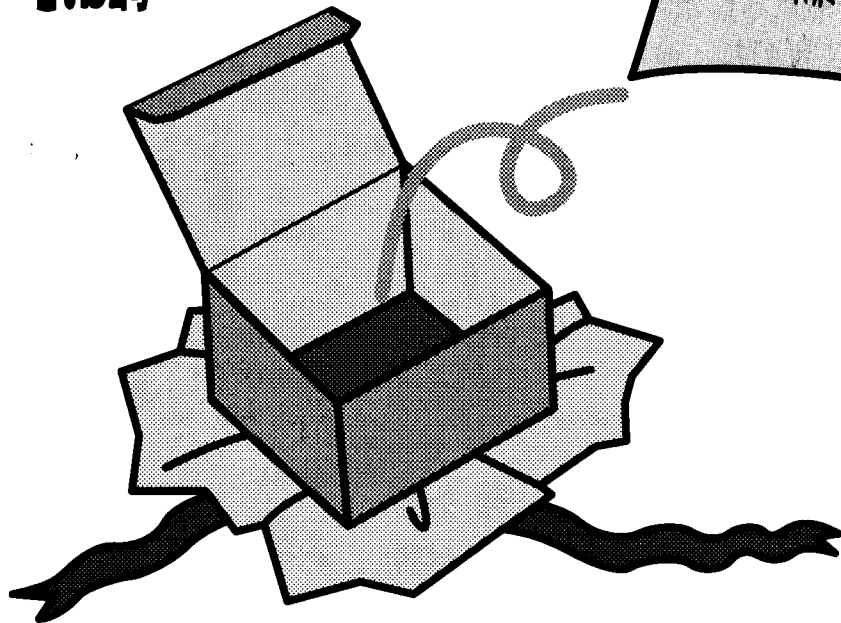




あなたからの贈り物、
きっと…、届きます。
献血にご協力ください。



●日時/2月5日(水)

受付時間 10時～12時
13時～15時30分

●会場/役場玄関前

●患者さんにとって
安全性の高い輸血を行うためです。

輸血は、副作用との戦いであるとされています。わたしたちの身体は厳しいばかりの防衛機能で守られており、自己と少しでも異質のものが体内に侵入してきたときは激しく防御します。輸血には同じ血液型の血液を使用しなければならないのはこのためですが、同じ血液型の輸血であっても、血液はひとり一人みな微妙に異なり、できることなら少人数の方の血液を輸血することが望ましいのです。「400ml」は、この意味で輸血の安全性をより高めることができるのです。

なぜ400ml
献血が
必要なの？

●季節的な輸血用血液の不足を解消するためにも
400ml献血が必要ですよ

赤血球は採血後有効期限が21日間しかないため、長期間保存することができませんが、医療機関では毎月平均して同じくらいの量の血液を必要としています。

しかし、冬季は11月から3月にかけて献血へのご協力が減少しており、季節的な血液の不足時には、とくに必要量を確保するために400ml献血が必要なのです。

200ml献血の
2倍献血して
大丈夫なの？

●特に女性の方は不安かもしれませんが、でも…
大丈夫ですよ

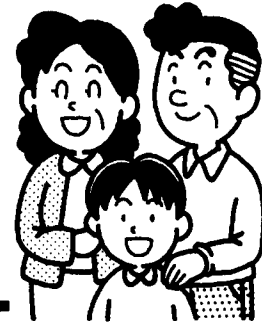
200mlの2倍も献血する400ml献血に対して不安感や抵抗感をお持ちの方もいらっしゃるようですが、献血の基準は献血される方々の健康に差し支えない範囲で定められています。

医学的には身体の全血液の15%まで(体重60kgの男性で約720ml、50kgの女性で約525ml)献血したとしても日常生活には影響がないことがわかっています。

400ml献血にご協力をお願いします。



1月15～21日は「防災とボランティア週間」
1月17日は「防災とボランティアの日」



— 阪神・淡路大震災から2年 — 改めて「自主防災活動」と「ボランティア」の役割を考える

6,300人を肥える犠牲者と甚大な被害をもたらした「阪神・淡路大震災」。地震発生時、住民の自主的な防災活動が被災地のあちこちで行われ、被害の軽減に大きく貢献しました。また、全国から駆けつけたボランティアが救済物資の運搬や炊き出しの手伝いなどの活動に当たり、多くの被災者を励ました。その数は、震災から1年間で138万人と推計されています。

大震災から2年。災害時に欠かせない自主防災活動とボランティアについて、その役割の大切さを改めて考えてみます。

「自分たちのまちは自分で守る」が自主防災活動の基本

地震による火災が多発し、家屋やビルの倒壊によって道路が寸断されるような状況では、まちの消防機関に、消火や救助活動のすべてを期待するほうが無理というものです。いざというときは、これらの活動のほとんどを、地域住民であるわたしたちの手で行わなければならないかもしれません。「自分たちのまちは自分で守る」のが自主防災の基本的な考えです。しかし、延焼の防止やけが人の手当てを行った

行為は、ある程度の訓練と組織的なまとまりが必要です。
自治会や町内会などで構成
そこで、自治会や町内会、あるいは学校といった生活範囲を単位として集まり、万一に備えて日ごろから訓練や研修などを行っているのが自主防災組織です。消防庁によると、平成八年四月一日現在、全国三千二百五十五市区町村のうち、約67%にあたる二千九百九十四

市区町村が自主防災組織をもっています。(組織総数では七万五千七百五十九団体)
阪神・淡路大震災では、地元の自主防災組織が中心となり、多数の住民とともに、パケツリレーによる消火活動や、けが人の搬送などの救援活動に当たりました。



自主防災活動とともに阪神・淡路大震災で目覚ましい活躍をみせたのが、全国から集まったボランティアたちです。
大規模災害では、救援の手が絶対的に足りません。被災者でもある住民や行政の人たちに代わり、被災者の生活を支えていくのがボランティアの役割です。
ボランティアは、個人あるいはグループとして、避難所や救援活動を行っている団体を拠点に、炊き出し

の手伝い、救援物資の運搬・仕分け、住民の安否の確認、倒壊した家屋の整理などの活動を行いました。
七割がボランティア初体験
兵庫県のおよそ七割と、そのうちのおよそ七割がボランティアを初めて体験する人たちでした。これまでボランティア活動に興味をもちながら活動をはじめたまでに至らなかった人たちの気持ちを、大震災が動かしたのでしょう。いま、

ボランティアに対するイメージは大きく変わってきています。
被災地の復興が進む現在、仮設住宅に暮らす人たちへの支援を中心に、高齢者や障害者、子供の世話などのボランティア活動が行われています。



大震災をきっかけにボランティア活動に新しい動きが生まれる

さまざまな自主防災活動 ～阪神・淡路大震災の事例～

〔消火活動〕

自治会が周辺の住民に呼びかけ、消火活動を開始。およそ200人が参加して、防火水槽からバケツで水をくみ出し、リレー方式で運び、家屋の延焼を防いだ。(神戸市長田区)

〔救出・救護活動〕

近所の老夫婦の寝場所をだいたい知っていた住民のアドバイスにより、駆けつけた消防団が、下敷きになった老夫婦を素早く救出できた。(北淡町)

〔二次災害防止活動〕

火災防止のため、全戸を回って電気ブレーカーを切り、安全を確認したうえで通電した。(神戸市東灘区)

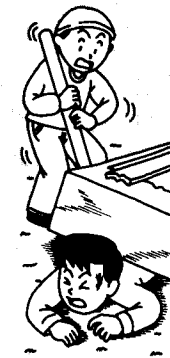
〔生活維持活動〕

160人分の救援物資を一日3回、各家庭に配布。(神戸市須磨区)

〔他の地域での支援活動〕

自治会の活動だけでは地域内に限定されているため、ラジオでボランティア活動を呼びかけ、バイク隊を編成して物資を運搬。(神戸市垂水区)

※消防庁『自主防災組織の活動体制等の整備に関する研究調査報告書』より



家庭の備えも忘れずに

①防災会議を開く

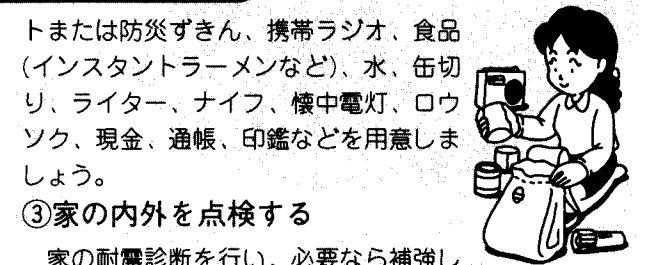
大震災に備え、ふだんから家族で次のことを確認し合っておきましょう。



- ・家の中で一番安全な場所はどこか
- ・幼児やお年寄りの避難はだれが責任をもつか
- ・避難場所、避難経路はどこか
- ・避難するとき、だれが何を持ち出すか
- ・非常持ちだし袋はどこに置くか
- ・家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか

②消火用具と非常持ちだし品をチェック

消火用具はすぐに使える場所に置きましょう。消火用水として常に浴槽に水をはっておくことも忘れなく。非常持ちだし品としては救急箱、衣類、軍手、毛布、ヘルメツ

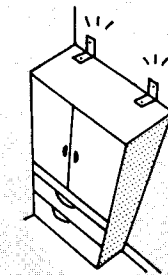


トまたは防災ずきん、携帯ラジオ、食品(インスタントラーメンなど)、水、缶切り、ライター、ナイフ、懐中電灯、ロウソク、現金、通帳、印鑑などを用意しましょう。

③家の内外を点検する

家の耐震診断を行い、必要なら補強しましょう。また、テレビやタンスなどの家具を固定し、ガラスには、飛散防止フィルムなどを張りましょう。

ブロック塀などの倒壊の原因は、基準どおりの鉄筋が入っていなかったり、転倒防止の控壁がなかったりするなど施工上の欠陥によるものが多いので、点検しておきましょう。



災害時のボランティアに必要な準備と心得

※資料提供/東京ボランティア・センター(災害時のボランティア活動についての詳細は、社会福祉協議会やボランティア・センターなどにお尋ねください。)

〔被災地に行く前に〕

- ①個人で直接現地に向かう場合は自分の宿泊場所、食料、情報の伝達手段を事前に確保しておく(地元の社会福祉協議会、ボランティア・センターなどを通じて参加する場合は、スタッフの指示に従って準備を行う)
- ②最低一週間は活動する心構えて
- ③万一の事故に備えて、ボランティア活動の保険に入っておく

〔被災地では〕

- 現地では、指示を待つのではなく何が必要とされているのかを自分で見つけ、実行する
- 常に被災者の気持ちを考えながら行動する
- 自分の健康管理に気をつける

災害時のボランティアには、被災地での活動のほかに、義援金やボランティア活動を支援するための募金、あるいは救援物資の送付など、後方から支援する活動もあります。

農業用免税軽油使用者証と
免許証の申請は
お忘れなく



軽油には、県税として1リットル当たり32円10銭の軽油引取税が課せられています。農業を営む人(兼業農家も含む)が、農業に使用するトラクター・コンバインなどの動力源として使用する軽油については、申請をすることによって軽油引取税が免除されます。この農業用免税軽油使用証と免許証の申請は次のとおり行います。

- 日時/2月12日 9時~16時30分
- 会場/田川総合庁舎2階第2会議室
- 申請に必要な書類

- 【新規の人】 認印(共同申請の場合も個人毎に必要です) ②耕作証明書(農業委員会が発行するもので、個人毎に必要です)
- ③機会の所有を証する書類(販売証明書・貸与証明書など)
- ④エンジン番号のすりだし
- 【継続の人】 ①認印 ②耕作証明書 ③免税軽油使用者証

詳しいお問い合わせは
田川県税事務所間税係
☎44-8111(内線218)

所得税・消費税・贈与税の
申告と納税は正しくお早めに

確定申告の時期になりました。
所得税の申告と納税は 2月16日~3月17日
個人事業者の消費税の申告と納税は 1月1日~3月31日
贈与税の申告と納税は 2月1日~3月17日
です。

所得金額や納税は正しく計算し、申告と納税は期限内にお済ませください。
例年3月10日を過ぎますと、税務署の窓口は大変混雑し、長時間お待たせすることがあります。できるだけ早めの申告をお願いします。また、申告書をご自身で記入する人は、直接、税務署へ郵送してください。

- 所得税の確定申告をしなければならない人
 - ①昨年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。
 - ②サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超える人や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人など。
- 消費税の確定申告をしなければならない個人事業者
 - ①平成6年中の課税売上高が3千万円を超える事業者
 - ②平成6年中の課税売上高が3千万円を超える事業者で、「消費税課税事業者選択書」を提出した事業者
- 贈与税の申告をしなければならない人
個人から年間60万円を超える財産をもらった人。

詳しいお問い合わせは
田川税務署 ☎44-0430

☎092-586-4152
子ども・家庭110番が変わりました。

1月14日から福岡県中央児童相談所が移転により、「子ども・家庭110番」の電話番号が変わりました。

☎092-721-1152 → ☎092-586-4152
受付時間 平日 9時~19時
土日祝 9時~17時

消費市場の公正度をチェック!
消費者モニター募集

公正取引委員会では、平成9年度の消費者モニターを募集します。

私たち消費者の利益を守るためには、不公正な取引*1、不当表示*2、過大な景品提供、価格カルテル*3、などを厳正に取り締まる必要があります。公正取引委員会はこれらの問題について、消費者モニターの皆さんから率直な意見や情報をいただき、消費者保護行政に役立てています。

20歳以上の方ならどなたでも応募できます。あなたもモニターになって、意見を反映させませんか?



- 募集期間 1月10日~2月7日
- 募集人員 1,000人
- 応募資格 20歳以上
- 任期 平成9年4月~平成10年3月末日
- 謝金 12,000円(上限)
- モニターの内容 ①春と秋の2回、各都道府県ごとに開催されるモニター研修会に出席する ②年に数回、アンケートに回答する

- ③公正取引委員会の消費行政についての意見・要望、価格カルテルや不当表示など「独占禁止法」や「景品表示法」に違反すると思われる情報があれば提供する
- ④公正取引委員会がお願いする調査に協力する

応募要綱・申込書の請求は、郵便でも取り寄せることもできます。住所を明記し、80円切手をはった返信用封筒を同封してご請求ください。また、県の消費者行政窓口や消費者センター窓口にも申込み書が用意されています。

請求お問い合わせは、下記までお願いします。
☎812 福岡市博多区博多駅東2-10-7
福岡第2合同庁舎別館
公正取引委員会事務総局九州事務所取引課
☎092-431-6031

MEMO

- *1 不公正な取引...メーカーが小売店の販売価格を指示したり排他的な条件を付けて取引したりするなど事業者の自由競争を妨げること
- *2 不当表示...消費者に品質や価格などを誤認させる商品表示
- *3 価格カルテル...利潤の増大のため同業者間で協定して商品価格の維持・引き上げを行うこと

あたたかい善意ありがとうございました
社会福祉法人 金田町社会福祉協議会

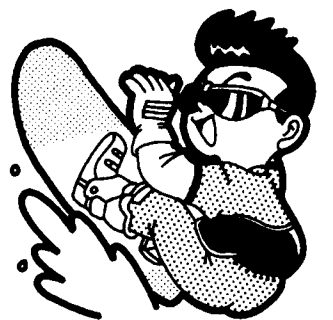
次の皆さんからご寄付をいただきました。
この寄付金は、社会福祉充実のため有意義に活用させていただきます。
ありがとうございました。

香典返し

- 鼻野 幸司様(堀川団地) [故・鼻野はる子様]
- 矢野 友也様(高見町) [故・高瀬チヤ子様]
- 春永 亀雄様(七十石) [故・春永ミヤノ様]
- 中山 徳子様(新町4) [故・中山 誠様]
- 植高 ミユキ様(上金田) [故・植高勇太郎様]

寄付金

- 金田町陶芸教室 様
- (有)堀川石油 代表 岩元真弓 様



ふふふ...



1月1日号の記事中に次の箇所がまちがっていました。ここに訂正し、関係各位に対しお詫び申し上げます。

- 1ページ
木戸さん親子の住所は「神崎二」です。
- 2ページ
町長の年頭のあいさつの最後の行がなくなっていました。
- 14ページ
やんぐトークのコーナーで紹介した方は、もり まさき 森 真咲さんです。

1月 15日 ~ 2月 15日 行事予定表



バレンタインデー
2月14日

お問い合わせ電話番号

役場	☎22-0555
教育委員会	☎22-0425
総合会館	☎22-2200
B&C海洋センター	☎22-5868
ふれあい塾	☎22-5400
神崎同和保育所	☎22-3399
金田小学校	☎22-0061
金田中学校	☎22-0136
福祉センター	☎22-6631

日	曜	行事予定	ご家庭記入欄
1/15	水	●成人式 総合会館(10:00~)	
16	木		
17	金		
18	土		役場はお休みです
19	日	●田川郡民マラソン大会 大任町農協横道路(10:00~)	
20	月		
21	火		
22	水	●心配ごと相談 福祉センター(10:00~15:00) ●70歳到達者・老人医療受給者証交付日 役場(15:00~16:00)	
23	木		
24	金		
25	土		役場はお休みです
26	日	●暴力を許さない住民総決起大会 総合会館 10:00~	
27	月		
28	火		
29	水		
30	木	●乳児健診 役場(受付13:15~13:30) ●1歳6か月児健診 役場(受付13:45~14:15) ・国民健康保険税第7期・1月分水道料金納期限	
31	金		
2/1	土		役場はお休みです
2	日		
3	月	平成9年度保育園児申請日(~8日) 役場・各保育所	
4	火		
5	水	●献血 役場1階ロビー(受付10:00~12:00・13:00~15:30)	
6	木		
7	金		
8	土		役場はお休みです
9	日	●男女混合インディアカ大会(または16日) 町民会館 9:00~	
10	月		
11	火		
12	水	農業用免税軽油使用者証申請 田川総合庁舎2階(9:00~16:30)	
13	木		
14	金	●補聴器相談 役場(9:00~10:00) ●健康相談 福祉センター(13:30~14:30)	
15	土		役場はお休みです